

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等	・・・ 2
一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等	・・・ 3
外国船舶の重大な欠陥に対する出港差し止め処分状況	・・・ 5

平成26年8月12日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年8月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	京成バス株式会社 代表者大室健
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県市川市八幡3-3-1 (千葉営業所) 千葉県四街道市吉岡1181-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
(6) 違反行為の概要	平成26年5月22日、死亡事故惹起を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)運転基準図の記載事項義務違反(運輸規則第27条第1項)、(4)運行表の記載事項義務違反(運輸規則第27条第2項)、(5)乗務員台帳の記載事項等の不備(運輸規則第37条第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年8月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年8月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社東城観光自動車 代表者鎌形節子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県香取郡東庄町栗野1058-1 (本社営業所) 千葉県香取郡東庄町青馬2052-12
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成26年6月11日及び平成26年6月26日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年8月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局群馬運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年8月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ナクアホテル&リゾートスマネジメント 代表者丑越武信
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区西新橋3-7-1 (本社営業所) 群馬県利根郡みなかみ町藤原6152-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項
(6) 違反行為の概要	平成26年6月20日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)



平成 26 年 8 月 11 日

問い合わせ先

関東運輸局 海上安全環境部 外国船舶監督官

担当：齊藤、高木

電話：045-211-7264 Fax：045-201-8794

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ

物流専門紙、

外国船舶の重大な欠陥に対する出港差し止め 処分の状況について（平成26年7月）

関東運輸局では、船舶の安全運航と海洋環境の保全の観点から管内の港に入港する外国船舶に対して構造・設備の状態、船員の資格等が関係する国際条約の基準に適合しているかを検査する外国船舶監督（PSC：ポートステートコントロール）を実施しています。

7月、管内においてPSCを実施した外国船舶101隻のうち、重大な欠陥として是正終了まで出港を差し止める処分を行った船舶は1隻で、概要は下記のとおりとなっています。

記

拘留処分を受けた外国船舶（平成26年7月分）

船名 船種 IMO番号 注1	建造年 旗国 総トン数	船会社 注2	検査 場所	拘留日 解除日	重大な欠陥内容
BA HE CHUAN 一般貨物船 8748701	2007 パナマ 5,723	GRAND SHIPPING LIMITED	千葉	H26.07.16 H26.07.25	・一等航海士の裏書き証明がない ・操舵室と居住設備間の防火構造の不備

注1 国際海事機関船舶識別番号

注2 ISM（国際安全管理）コード適用船の場合はISM証書の船会社。適用船でない場合は船主